

# いじめ防止対策基本方針

## I. 基本的な考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校の教育活動全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめへの対処に全力を挙げて取り組んでいくため、いじめ防止基本方針を定める。

## II. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

## III. 「いじめ防止対策委員会」の設置

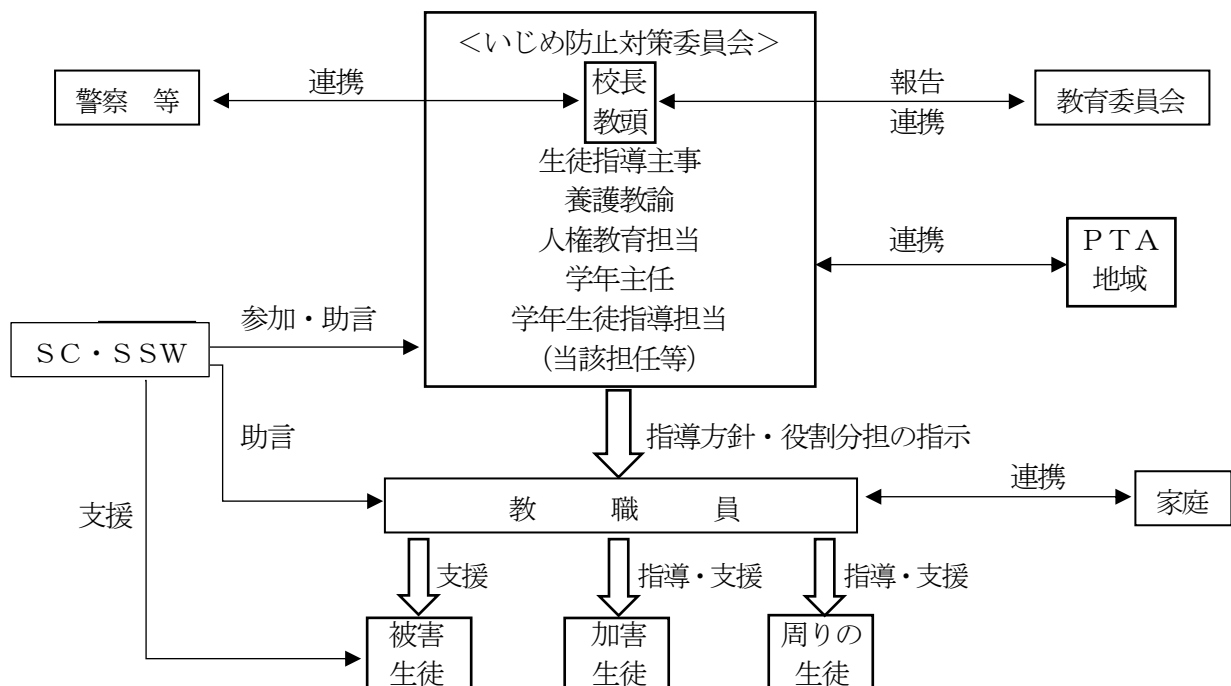
### 1. 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、人権教育担当、道徳教育担当、学年主任

学年生徒指導担当（記録を担当）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 及び該当担任等

### 2. 役割

- ①いじめ基本方針の策定、見直し
- ②いじめに関するアンケートの実施、全体共有及び結果分析
- ③教職員の資質向上のための校内研修の実施
- ④いじめ事象に対する指導方針・役割分担の指示



#### IV. 未然防止のための取り組み

「いじめ」は「どこでも誰にでも起こりうる」という視点を持ち、「いじめは決して許されるものではない」という基本的な考えのもとに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うなど、豊かな心の育成に取り組む。

- ①人権教育・道徳教育・特別活動等全ての教育活動全般を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ②生徒一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する。
  - ・すべての生徒が参加でき、活躍できる授業づくり。
  - ・すべての行事の中で活躍できる場面の設定。
  - ・「わかる授業」を進め、間違いを笑ったり、叱られたりしないような雰囲気を作る。
- ③学習面、生活面で班を活用し、人を思いやる心を育てる。
- ④教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤携帯電話・スマホ・インターネット等の使い方のルールや情報モラルについての啓発を行う。
- ⑥教職員に対する研修を充実させる。

#### V. 早期発見のための取り組み

「いじめ」は大人の目につきにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても「いじめ」ではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教員で的確に関わりを持ち、「いじめ」を積極的に認知することが大切である。

- ①年2回のいじめアンケートの実施。
- ②担任を中心に、全教職員が生徒たちの形成するグループや人間関係の把握に努める。
- ③「毎日の記録」を活用し、生徒の不安や危険信号の早期発見。
- ④定期的な教育相談（全校生徒を対象）期間の設置。
- ⑤学校の相談窓口や外部の相談期間などを周知徹底する。
- ⑥教職員間での情報交換を頻繁に行う。（保健室での様子、昼休みや休み時間の様子など）
- ⑦定期的なネットパトロール。

#### VI. いじめの対応について

「いじめ」の発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、事実確認の上、組織的に今後の対応について検討する。その際には被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係諸機関と連携し対応に当たる。

- ①いじめの発見・通報を受けた時の対応
  - 遊びや悪ふざけなど、「いじめ」と疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあれば真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
  - 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任、生徒指導主事に報告し、いじめ防止対策委員会と情報を共有する。その後は当該学年が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、「いじめ」の事実の有無の確認を行う。
  - いじめが認知された場合、被害・加害の保護者への連絡は、家庭訪問を行い直接会って報告する。また、管理職より教育委員会に報告を行う。
  - 生徒が帰宅した後等にいじめが発覚した際には、まずは被害生徒やその保護者に対し、聞き取り調査の事項、対象や方法を伝えるとともに、その結果報告に当たっては被害生徒やその保護者の意向を尊重する。
  - いじめられた生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、連携を図る。

- いじめられた生徒・保護者への支援を行う。(落ち着いた教育を受けられる環境の確保)
- いじめた生徒の指導(別室指導・出席停止等を含む)を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向け  
て学校の取り組み方針を伝え、協力を求める。
- いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。また、学年・学級指導においても、  
いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

②ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、問題の箇所を確認し印刷・保存しプロバイダなどに  
連絡し削除の依頼をする。
- 情報モラル教育を推進する。

VII. 年間計画

	1 年	2 年	3 年	全 体
4 月	相談窓口の周知 家庭訪問 総合(仲間づくり) 班長会議	相談窓口の周知 家庭訪問  班長会議	相談窓口の周知 家庭訪問  班長会議	第1回対策委員会 (年間計画確認、情報交換) いじめ防止基本方針の 更新・周知
5 月	体育大会 班長会議 いじめアンケート①	体育大会 班長会議 いじめアンケート①	体育大会 班長会議 いじめアンケート①	授業参観 情報交換 アンケート集計・分析
6 月	教育相談 班長会議 ネット安全教室	教育相談 班長会議	教育相談 班長会議	情報交換
7 月	個人懇談  班長会議	個人懇談 防犯教室 班長会議	個人懇談  班長会議	情報交換
8 月				一中ブロック人権研修 一中ブロック生指研修
9 月	班長会議	班長会議	修学旅行(他者理解) 班長会議	第2回対策委員会 (進捗状況の確認、 情報交換)
10 月	文化祭 いじめアンケート② 班長会議	文化祭 いじめアンケート② 班長会議	文化祭 いじめアンケート② 班長会議	アンケート集計・分析 情報交換
11 月	教育相談  班長会議	教育相談 職場体験 班長会議	教育相談  班長会議	情報交換
12 月	個人懇談 薬物乱用防止教室 班長会議	個人懇談 班長会議	個人懇談  班長会議	情報交換
1 月	班長会議	班長会議	班長会議	情報交換
2 月	スキー実習 (他者との協力)	班長会議	班長会議	情報交換
3 月				第3回対策委員会 (年間総括)

※各学年とも年間を通して道徳等の時間において適宜「いじめ」に関する授業を行う。

※いじめ防止対策委員会が必要に応じて定例以外にも開催する。

※年間を通して、朝のあいさつ指導、昼食指導、校内巡視などを行う。

## VIII. 学校外のいじめ相談窓口について

いじめられた生徒やその保護者が安心して、いじめの事実を訴え、自分の気持ちを話すことができる場として、学校以外にもいじめ相談窓口があることを周知する。

